

茨城県警察広報活動規程および同要綱の制定について

昭和47年11月1日
書発第211号警察本部長

警察庁長官官房総務課長
関東管区警察局総務部長
関東管区内各県警察本部長
県下各部課(隊、校)署長

みだしの規程および要綱を別添のとおり制定し、昭和47年11月1日から施行することとしたから申(通)報する。

なお、規程制定の趣旨、要点と解釈および運用方針は下記のとおりであるから各部課(隊、校)署長にあつては、適正な運用に努められたい。

記

第1 制定の趣旨

従来、広報活動に関しては、茨城県警察広報規程(昭和31年茨城県警察本部訓令第14号)に基づき運用してきたところであるが、最近における社会情勢の急激な変化に伴い、警察広報も警察活動の重要な一環として組織をあげての真剣な取組みが要請されているところから、広報活動のより効率的な運用を図るため、従前の規程を廃止し、新たに広報活動の基準となる規程を定めたものである。

第2 要点および解釈

1 広報活動の意義(第2条関係)

これまで広報とは、単に警察の活動実態を県民に周知させれば足りるという観念で対処してきたが、これを改め警察に対する住民の声を広く警察行政に反映させるという機能をとりいれ、標題に「活動」の2字を加えて「茨城県警察広報活動規程」とするとともに、その意義を明確にした。

2 広報業務の明確化(第4条関係)

従前の規程において秘書課長の行なう広報事務として規定した広報活動の内容となる業務を、別個に定めることによって広報活動の目標を明らかにした。

3 広報委員会の設置(第5条、第6条関係)

広報業務に関する重要事項を審議するため、本部および警察署にそれぞれ広報委員会をおくこととした。

なお、警察署広報委員会の委員は、警察署長が指名するものとし、警察署の規模に応じて弾力的に組織できるものとした。

4 広報責任者の指定(第7条、第8条、第12条関係)

広報業務の総合的推進を図るため、秘書課長および所属長の責任を明確にするとともに相互連絡の緊密化を義務づけた。

5 広報担当者の責務(第9条関係)

各所属に広報担当者を置くこととし、従来、不明確であつた広報担当者の責務を明確にし

た。

6 広報補助者の選任(第10条関係)

広報担当者が不在の場合における業務の代行、その他の活動にあたるため、新たに所属長の責任において広報補助者を選任しなければならないことを義務づけた。

第3 運用の細目

広報活動の効率的な運用を図るため、活動に必要な手段、方法、着眼点、報道連絡の責任体制など従来、通達等によって定めた細目的事項を網らし、別添「茨城県警察広報活動要綱」として定めた。

茨城県警察広報活動要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨城県警察広報活動規程(昭和47年茨城県警察本部訓令第14号。以下「規程」という。)第14条の規定に基づき必要な細目を定めるものとする。

(広報活動の企画)

第2 規程第4条第1号に定める広報活動の企画にあたつては、従来の慣習や形式にとらわれることなく、次の各号に留意して、効果のあがるよう努めなければならない。

- (1) 広報主題は、部内の連絡調整を十分に行なうとともに、社会情勢と警察活動の実態に応じたものを選択するよう留意すること。
- (2) 広報対象については、あらかじめ地域的特色、共通的関心などを分析検討し、その実態をよくは握しておくこと。
- (3) 広報にあたつては、事前に綿密周到な準備を整え、最も受け入れやすい効果的な時期(時間)を選ぶこと。
- (4) 各種広報媒体の機能をよく理解し、その機能に応じて最も効果的な利用について配意すること。
- (5) 広報担当者は、写真、統計、さし絵などの広報資料を計画的に収集整理し、その活用に努めること。

(広報活動の推進)

第3 規程第4条第2号に定める広報業務の推進にあたつては、次の各号に留意しなければならない。

(1) 広報紙(誌)などの発行

広報紙(誌)、ポスター、チラシ、パンフレットなどの印刷物は必要に応じて隨時発行すること。

その内容については、つとめて写真・図表・カットなどを多く取り入れ、また、わりつけ・文章・内容などについても、衆知を集め、創意工夫をこらすとともに、有識専門家などの助言を得るなどして、技術の向上に努めること。

(2) 官公庁、各種団体の発行する広報紙、誌の利用

管内の諸官庁および各種団体発行の広報紙、誌を積極的に利用するとともに、常に当該広報紙、誌の編集者と良好な人間関係の保持に努めるほか、配付対象に応じた資料提供を行なうこと。

(3) 街頭掲示

掲示板・立看板・懸垂幕・広告塔などの作成、掲示にあたつては、創意工夫をこらし、効果の向上に努めるとともに、補修・期間経過後の撤去等に配意すること。

(4) 放送施設等の利用

駅・劇場・農協・商店会等の放送施設を利用して広報活動を行なう場合には、正常な業務を妨げないよう留意するとともに、放送時間帯および聴取者の性別・年齢・職業などを考慮し、具体的で効果のあがる内容のものとすること。

(5) 便宜供与

映画・演劇・テレビ・ラジオ・新聞・雑誌等の製作、公演・発刊・放送などに関し、協力依頼があつたときは、その目的、趣旨などについて秘書課長と合議のうえ、資料の提供・撮影・録音・対談・寄稿などのあつせん、その他必要と認める便宜を与えること。

(報道連絡の責任体制)

第4規程第4条第3号に定める報道機関に対する広報連絡にあたつては、常に相互の信頼関係の保持に努め、また、素材の提供・事件・事故の発表にあたつては、報道機関の持つ社会的使命と重要性を認識し、迅速・正確・公平・タイミング・締切り時間等を考慮し、次の各号により行なうものとする。

(1) 警察本部長発表

警察運営の基本方針および特に重要特異な事件・事故の発表は、警察本部長がこれにあたり、関係する警察本部の部課長(機動隊長・警察学校長を含む。以下「部課長」という。)および秘書課長が列席するものとする。

(2) 捜査本部長発表

捜査本部(取締本部・警備本部・対策本部等を含む。)を開設した事件・事故の発表は、捜査本部長またはその指定する者がこれにあたること。

(3) 部課長発表

所管事項のうち警察運営上広く県民に周知させることが必要な事項および警察署長から報告された事件、事故のうち広報を必要とするものについて発表すること。

なお、発表の際は、事前にそのいとまのないときは事後すみやかに秘書課長に連絡し、必要により広報官または秘書課広報補助者を立会わせること。

(4) 秘書課長発表

警察署長会議・部課長会議の結果など定例的なものおよび各部課長警察署長から広報を依頼されたものについて発表すること。

(5) 警察署長発表

警察署の運営方針、活動状況および管内の事件、事故等広く一般に周知させることが必要な事項について、所轄の記者クラブまたは通信部の記者に発表すること。ただし、その内容が重要、特異なものについては、事前に主管課長または秘書課長に連絡のうえ発表の正確と統一を期すること。

(6) 広報担当者の発表

前3号の発表にあたり、当該部課長および警察署長が自ら発表できないときは、広報担当者または指名された者がこれにあたること。

なお、広報担当者は、積極的に事件、事故等の掌握に努め、適切な報道連絡にあたらなければならない。

(7) 報道連絡の記録

ア 秘書課員は、第1号から第4号の発表内容を「報道関係記録」(様式第1)に記入し、そのてんまつを明らかにしておくこと。

イ 警察署広報担当者または広報補助者は、第2号または第5号の発表内容、てんまつを明らかにしておくこと。

(8) 夜間・休日等における報道連絡

- ア 夜間・休日等における当直主任は、勤務中の取扱い事案(重要・特異な事件・事故を除く。)について適切な広報を実施すること。
- イ 当直主任は、取扱い事案のうち、広報した事件、事故の内容を「広報概要書」(様式第2)に記入のうえ、勤務終了後警察本部においては秘書課長に、警察署においては警察署長に提出すること。

(9) 現場における報道連絡

警察本部の部課長または警察署長は、事件・事故の発生現場、各種警備実施現場その他取材活動の予想される現場に対しては、あらかじめ広報連絡員を指定して配置するなど、混乱したなかにおいても、報道連絡が円滑に行なわれるよう配意すること。

(公聴活動)

第5 規程第4条第6号に定める警察に対する意見・要望・苦情等の処理は、次の各号によるものとする。

- (1) 県警察の行なう公聴会および世論調査は、秘書課において企画・運営にあたること。
- (2) 警察本部の各部課(機動隊・警察学校を含む。)および警察署(以下「所属」という。)において、その所管事項について公聴会および世論調査を行なう必要があるときは、あらかじめその趣旨・内容・方法などを秘書課長に連絡のうえ実施すること。
- (3) 公安委員会(公安委員長あてのものを含む。)または警察本部(警察本部長あてのものを含む。)あての意見・要望・苦情・陳情などで文書または口頭によるものおよび新聞・雑誌などに掲載されたものは、秘書課において関係各所属と協議のうえ処理すること。なお、他機関あての陳情等で警察本部に回付され、または回答を求められたものについても同様とする。
- (4) 各所属あてのものは、所管にかかるものはすみやかに処理し、他に関係ある事項については、関係各所属と協議のうえ処理し、広報活動上参考となる事案については、その内容を秘書課長に連絡すること。
- (5) 前2号の処理にあたつては、「意見・要望・苦情等処理票」(様式第3)を備付け、そのてんまつを明らかにしておくとともに、文書回答を要する場合は、様式第4により処理すること。
- (6) 公聴会・座談会・懇談会などには、できるだけ上級幹部が出席し、適切な処理にあたるとともに、各所属長は警察行政上参考となるものについてはすみやかに警察本部長に報告すること。

(広報委員会)

第6 規程第5条および第6条に定める広報委員会は、必要により隨時開催するものとし、規程に定めるもののほか、次の各号について審議するものとする。

- (1) 年間広報活動計画の策定に関すること。
- (2) 年間広報重点の設定および推進方策、結果の検討に関すること。
- (3) 広報効果および技術向上方策の検討に関すること。
- (4) その他広報活動上必要と認める事項に関すること。

(広報補助者の選任および任務)

第7 規程第10条に定める広報補助者(以下「補助者」という。)の選任および任務は、次の各号によるものとする。

- (1) 警察本部の各課長(機動隊長・警察学校長を含む。)および警察署長(以下「所属長」という。)は、補助者の選任にあたつては、各所属の実情により複数の補助者を選任することができるものとし、選任の都度、所属・職・氏名を秘書課長あて連絡すること。

- (2) 補助者は、広報担当者が不在のときその業務を代行するとともに重大突発事件・事故および各種警備実施現場における現場広報、報道連絡等にあたることを主な任務とすること。

(広報連絡会議)

第8 規程第11条に定める広報連絡会議は、警察本部の各広報担当者、必要により一部の広報担当者をもつて開催し、おおむね次の各号について審議するものとする。

- (1) 翌月の広報関係業務計画の調整に関すること。
- (2) 翌々月の広報重点およびこれに伴う施策の樹立に関すること。
- (3) 定期刊行物の編集および広報媒体に対する便宜供与、資料提供の計画樹立に関するこ
と。
- (4) その他広報活動上必要と認める事項の処理に関すること。

(報告)

第9 所属長は、その月の広報活動の概要を「広報活動状況表」(様式第5)により翌月10日までに警察本部長に報告しなければならない。